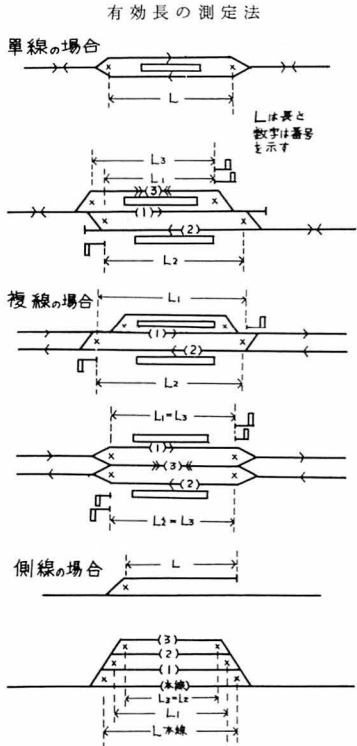


列車の性格上旅客列車は速度に主体を置き、貨物列車は牽引機関車の性能一杯の貨車を連結するので、旅客列車を運転する本線の有効長は貨物列車のそれにくらべて短小でよい。ゆえに旅客・貨物列車の共用する本線の有効長は貨物列車の、また旅客・貨物列車別の場合はそれぞれの列車に最適の有効長を算定せねばならない。しかし同一線区で本線の有効長が駅ごとに異なるとは輸送上不経済であるので、その線区に使用する機関車の性能ならびに線路の勾配に適した有効長をもって、その線区の有効長とする必要がある。このため国鉄では線路等級別本線有効長標準および算定の方法を、国有鉄道建設規程で明示されている。



算式 有効長 = $\frac{lN}{an + (1-a)n'} + L + C$

l = 貨車 1 両の平均長さ、 a = 積車割合
 n = 貨車 1 両の平均積車換算両数
 n' = 貨車 1 両の平均空車換算両数
 N = 機関車の牽引定数、 L = 機関車の長さ
 C = 列車の前後における余裕

前式により算出し、線区別の標準として査定したものが、前述の旅客列車のみに使用する本線を除いた本線の標準有効長で、次表のとおりである。

旅客列車に対する本線の有効長は、その線区に応じて前式を応用して算出し、電車・気動車のみを運転する区間は編成長に前記の余裕を加えてその本線の有効長とする。

線路等級	標準有効長
甲 線	380~460m
乙 線	250~380m
丙 線	150~250m
簡易線	80m

ホームの有効長とは、そのホームの列車扱に有効な長さをいい、その線区を運転する旅客列車・電車・気動車・小荷物列車等の最大列車長を有し、なお 20m 程度の余裕を見込んだ長さとするべきである。この場合もまた本線の有効長の場合と同じく線区ごとに標準有効長を定めている。

有効長は m で呼ばれるが、べつに列車扱・車両収容の便利のために、その線路に収容可能な貨車数または客車数で呼ばれることもある。(平林伝蔵)

ゆうしゃ 遊車 (英) idler 1 車に積載することのできないような長尺・かつ大貨物を輸送する場合、積載貨物の重量を一部の貨車すなわち荷重負担車のみに負担させ、その貨車の前方・後方または中間に荷重のかからない貨車を使用するとき、その荷重のかからない貨車を遊車という。この場合荷重負担車と遊

車との間の連結器ひじは、作用できないように緊締しなければならない。遊車の換算は空車換算を適用する。遊車には荷重はかかっていないが、積車と同時に輸送するために必要な貨車であるから、荷重負担車に使用する貨車車票と同一の貨車車票を使用する。なお火薬類および危険品を輸送する場合は、前記の意味でなく距離を置くために、つぎのような遊車を連結しなければならないことになっている。

1 火薬表示票を使用した場合

- (1) 旅客の乗用に供している車両に対して 3 両以上。
- (2) 機関車に対して 3 両以上。
- (3) 火薬以外の発火または爆発のおそれのある貨物を積載した貨車に対して 3 両以上。
- (4) 一般の貨車に対して 1 両以上。

2 火薬小口表示票を使用した貨車と旅客の乗用に供している車両の間には、3 両以上の空車を連結しなければならない。

3 前各項の場合、転動のために火薬類を積載した貨車に衝撃を与えるおそれがなく、燃焼しにくい貨物を積載した無がい貨車、または発火のおそれのない貨物を積載した有がい貨車を空車にかえてもよい。

4 危険品車票を使用した貨車(タンク車を除く)を列車に連結するときは、つぎの各号の 1 により空車または火薬類および危険品以外の貨物を積載した貨車を介在させなければならない。

- (1) 旅客の乗用に供している車両に対して 3 両以上。
- (2) 機関車に対して 1 両以上。(中尾福三)

ゆうせんてんきつうしんほう 有線電気通信法 昭和 28・7 法律第 96 号で制定されたもので、有線電気通信(送信の場所と受信の場所との間の線路、そのほか導体を利用して電磁的方式により符号・音響または映像を送り・伝えまたは受ける)の基本法令で、有線電気通信設備の設置および使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立して公共の福祉を増進することを目的として立法されたものである。この法律の公布によって従来の電信法(明治 33・3 法律第 59 号)は廃止となった。(小島勝之進)

ゆうせんゆそう 優先輸送 貨物の輸送順序は鉄道営業法において、原則として、運送のために貨物の引渡しをうけた順序によることと規定し、さらに例外として運輸上正当の事由または公益上の必要ある貨物は、他の貨物に先んじて輸送することができる旨を定めている。この規定にもとづいて国鉄では貨物輸送手続において、公益上の必要または運輸上正当の事由があると認め、営業局がとくに指定した場合に輸送順序を変更することができることを定めており、これを優先輸送という。運輸上または公益上正当の事由ある貨物とは、つぎのようなものということにその解しやくが一定されている。

- 1 国民生活必需品で急送を要するもの。
- 2 公共上輸送の確保と急送を要するもの。
- 3 災害地への救じゅつ品、救護品または復旧資材で急送を要するもの。
- 4 国鉄事業用品でとくに急送を要するもの。
- 5 空車回送方向行貨物で、回送空車と同種の貨車で輸送できるもの。
- 6 貨車および船舶の運用を促進できる場合でその目的にそふもの。→貨車配給順序。(笹 潤次)

ゆうたんそうち 融炭装置 凍結した石炭に熱を与えて溶融する装置。厳冬時北海道の石炭横出港において、積出能力の減少にもっとも大きな影響を与えているものに石炭の凍結がある。石炭は山元において水洗、選別され貨車(石炭車・セキ)に積込ま